特集・外交史料館開館五〇周年

外交史料館五〇年の歩み

はじめに

令和三（二〇二一）年四月一五日、外務省外交史料館は昭和四六（一九七一）年四月一五日の開館より五〇周年の日を迎えた。本稿では外交史料館がどのような経緯を経て開設されるに至ったのか、また、開館から五〇年の間にどのような取組が進められてきたのかを概観する。外交史料館の各事業が相互に関連しながら展開してきた事実を踏まえ、開館前史と開館後の約二〇年を記述し、以降の期間については約一〇年毎の単位で区分して各時期の事業の展開を概観する。

一　開館前史

㈠『日本外交文書』編纂事業の再開と展開

外務省が所蔵する外交記録を公開する取組は、戦前の昭和一一（一九三六）年に外務省が刊行を開始した『大日本外交文書（戦後『日本外交文書』と改題）』に始まった。しかし幕末・明治期以降の外交文書を編纂・刊行するこの事業は、昭和一五（一九四〇）年、時局に顧みて「不急」であるとして断絶を余儀なくされることとなった[1]。事業が再開されたのは昭和二〇（一九四五）年の太平洋戦争終結後であり、編纂・刊行は当時調査局調査課に属していた「外交文書班（のちに外交文書室）」によって進められた。職員の不足や戦時中の外務省火災、戦争末期の記録焼却等の影響を受け、編纂事業の遂行は困難を極めたが、昭和二六（一九五一）年以降、事業の拡充をめざした三宅喜二郎文書課長の尽力や、『日本外交文書』刊行の必要を内外に訴えてきた神川彦松元東京帝国大学教授等の一貫した支援を受けて、編纂体制は徐々に強化されることとなった[2]。

明治期の『日本外交文書』の編纂・刊行は、昭和三八（一九六三）年、ようやく完了することとなり、外交文書室は以降、大正期の編纂に着手した。なお昭和三〇（一九五五）年には、当面の編纂・刊行の対象が明治期となることを踏まえ、利用者の利便性等を考慮し、将来の内容を先取りする形で幕末から太平洋戦争終結までの外交年表と条約書他の主要文書を網羅した『日本外交年表並主要文書』が『日本外交文書』の別冊として刊行された。ちなみに戦後直後から外交史料館の開館までに、外交文書室の所属は調査局調査課（昭和二三年まで）、文書課（昭和三九年まで）、国際資料部調査課（昭和四六年まで）と変遷した[3]。

(二) 戦前期の原本記録の公開

『日本外交文書』の編纂・刊行が進む一方で、戦後には編纂された文書集のみならず、外交記録の原本も一般の利用に供されることとなった。それは当時の終戦後の特殊な事情を背景としつつ、徐々に進展したものであった。

第一に、昭和二一（一九四六）年、戦時下に占領地の公文書・文献の収集を目的として米陸軍省内に設置された機関であるワシントン・ドキュメント・センター（WDC）によって、外務省の所蔵する満州事変から終戦までの日本の外交政策に関する主要な記録一三〇五冊の接収が行われた。さらに同年四月に開廷した極東国際軍事裁判（東京裁判）では、検察・弁護団双方から、WDCの接収記録及び外務省に残存した記録一九六二冊が証拠として法廷に提出された[4]。外務省の保管していた秘密文書は、このような形で初めて一般の目にさらされることとなった。

第二に、昭和二四（一九四九）年から二六（一九五一）年に、将来のアジア研究を目的とする米国務省と米議会図書館の共同プロジェクトとして、明治維新から太平洋戦争終了期までの外交記録の枢要部分がマイクロフィルムに収められることとなった。昭和二九（一九五四）年、このマイクロフィルム記録の目録（*Checklist of Archives in the Japanese Ministry of Foreign Affairs, Tokyo, Japan, 1868-1945*）及びマイクロフィルムのコピーは一般への販売が開始され、これらの記録は広く研究者に利用された[5]。

終戦後の特殊な事情により外交記録が一般の目に触れはじめたことで、記録原本の閲覧を試みる研究者も現れることとなった。その先鞭をつけたのが当時一橋大学講師だった細谷千博（のちに一橋大学名誉教授）であった。細谷教授は既に外交記録が様々な形で事実上公開されていることを説得材料として記録閲覧の許可を得て、昭和二七（一九五二）年頃から日産館（現在の日比谷セントラルビル）にあった外務省図書館に通い外交記録を閲覧した。細谷教授は文書課記録班や外交文書室に勤務し、記録に精通した栗原健事務官（後に外交史料館レファレンス整理室長）の手ほどきを受けながら、シベリア出兵に関する外交記録を渉猟したという[6]。その研究成果は『シベリア出兵の史的研究』として昭和三〇（一九五五）年に刊行され、同書は外務省の所蔵する外交記録を本格的に活用した、優れた実証的研究として高い評価を受けた[7]。またこの時期にはヒュー・ボートン（Hugh Borton）、ジェームズ・モーレイ（James W. Morley）、ロバート・ビュートー（Robert Butow）、ピーター・バートン（Peter Burton）といった海外の日本研究者による外交記録の利用も相次いだ[8]。外務省も昭和二七（一九五二）年には、終戦に至る経緯について外務省に残存する記録を中心に収集・編纂した『終戦史録』を刊行し、さらに昭和三三（一九五八）年には終戦以来の経緯を追認する形で戦前の外交記録の機秘密指定を解除するなど、記録公開に向けた取組を進めていった[9]。

外務省の庁舎は戦時下の焼失により、日産館、大蔵省本庁舎（現在

細谷 千博 教授

の財務省庁舎）と変遷したが、昭和三五（一九六〇）年に庁舎が元の敷地に再建された。以降外務省は同敷地内に焼け残っていた、いわゆる「耐爆倉庫（耐爆ビル）」において研究者に対する外交記録の外部向け閲覧を継続することとなった。外務省の所蔵する外交記録は様々な研究に活用され、日本国際政治学会が研究プロジェクトを設置した共同研究『太平洋戦争への道』など、現在も広く参照される研究成果を生むこととなった[10]。

このように外交記録は実証的な歴史研究の進展に寄与したものの、依然として一般国民の外交記録へのアクセスには高い障壁が存在していた。そもそもこうした閲覧サービスは、外務省の業務として規定されたものではなかった。このため、外交記録の閲覧は一部の限られた研究者がその恩恵に浴している状況だった。また業務上の位置づけが曖昧であったため、閲覧の対応も、外交記録を管理する文書課記録班や、同じく耐爆倉庫に勤務し、編纂業務に従事していた外交文書室の職員が片手間に行うという形でなされていた。昭和三四（一九五九）年一月から四一（一九六六）年七月までの閲覧統計が残されているが、閲覧者数は日本人二七六名、外国人五一名、閲覧総冊数は三八〇四冊で、年間平均の閲覧者は約四四名、閲覧冊数は約五〇七冊とある。その数が非常に限られたものであったことがうかがえる[11]。

こうした外交記録利用の課題は利用者である研究者の側にも認識されていた。昭和四一（一九六六）年五月に前出の細谷教授を代表とする「日本外交史研究者有志」から、外務省の徳久茂文書課長宛に、「外務省資料館設置についての要望書」という文書が提出されている。以下に全文を引用する[12]。

昭和四一年五月一日

外務省大臣官房文書課長

徳久　茂殿

日本外交史研究者有志代表

一橋大学教授　法学博士　細谷　千博

外務省資料館設置についての要望書

明治維新から太平洋戦争にかけての近代日本の史的発展の研究は、最近ようやく精密の度を加えてきたのでありますが、いまだ重要史料の整備がゆきとどかないため、充分な実証的研究が阻まれている点が多いのであります。このような現状にあつて、学界が以前から注目し、その公開を要望しているものに厖大な量にのぼる外務省記録の存在があります。

外務省は明治以来、外交記録の整備保存には、きわめて細心の注意を払い、同盟、戦争、講和など重要外交事件の交渉記録はもとより、世界各地に駐在する領事の経済報告にいたるまで、適切な分類のもとに整理保存しきたつているのであります。もとより

一部は戦災その他の理由により消失しては居りますが、これだけ集中的に近代日本の重要文書が保存されているのは、量質ともにその例を見ないのであります。

戦後外務省記録は、種々の点からアメリカの注目を浴び、占領中その一部は接収され、また相当部分がマイクロフィルム化され、現在アメリカ議会図書館において閲覧のみならず、希望者には有償配布され、日本の対外政策の史的研究に不可欠の手がかりを与えていることは周知の通りであります。

外務省においても、つとにこの点に着目し戦前より「日本外交文書」を編纂刊行し、学界に寄与しているのでありますが、それに収載し得るのはごく一部の文書に限られ、また今日漸く大正時代初期に到達したのみであります。従つて研究者としては、どうしても原記録の閲覧が研究上欠くべからざる前提となつてくるのであります。

しかし外務省の現状においては、閲覧設備も閲覧のための人員もまつたく無く、わずかに文書課員の一部が日常業務のかたわら、便宜を計つているに過ぎず、到底多数の内外学者の切実なる要求に応え得ず、また研究者の側としても史料閲覧上の不便さを卿たざるを得ないのであります。

もとより外交史の研究は、当面の外交政策樹立上の要請に直接応えるものではないのでありますが、いやしくも国家百年の大計を考える以上閑却視を許さないものであります。日本の官庁としては珍しく記録文書類の保存を重要視し、誇るべき伝統を維持してきた外務省として、この際さらに積極的に太平洋戦争終結以前の記録文書に関し、内外の学者の研究に便宜を提供し、その公正なる判断に委ねることは、責任ある行政官庁としてひとつの責務であるともいえましょう。

なお外国の例でありますが、アメリカの外交記録文書はすでに一九三六年度までは一般公開にして、研究者の便宜に供しており、それ以後第二次大戦までのものも特別閲覧の手続を経た場合には使用を認め、またイギリスでも最近大幅に閲覧の自由の幅をひろげて、外交史研究の促進をはかつていると伝えられています。さらに西ドイツ外務省においては、すでに外部研究者のため、第二次大戦までの記録について、特別の施設を設けています。ここに日本外交史を研究する有志の一部として、外務省が外交資料館のごときを設置し、専門の責任者を配置して、学界研究者の諮問に答えるとともに、適当なる閲覧、撮影等の設備と人員を常備して、より精緻にして、より公正なる外交史研究のための便宜を供与されることを強く要望する次第であります。

日本外交史研究者有志

一橋大学教授　法学博士　細谷　千博
慶応義塾大学教授　法学博士　内山　正熊
国学院大学教授　小林　龍夫
中央大学助教授　文学博士　稲生　典太郎

電気通信大学助教授　臼井　勝美
東京外国語大学助教授　今井　庄次
早稲田大学助教授　大畑　篤四郎
慶応義塾大学講師　池井　優

このタイミングで要望書が提出された経緯は詳らかではないが、有志代表である細谷教授は英米の公文書館での史料収集を経験したことで、日本の公文書公開のサービスが遅れているとの認識を抱いていたという[13]。また、要望書に加わった研究者は、自らの研究のための外交記録の閲覧や、日本国際政治学会の活動の一環として昭和三二（一九五七）年より外務省等で開催されていた「日本外交史研究会」への参加を経験するなどしており、いずれも外交記録の史料的価値を理解していた[14]。また臼井助教授や今井助教授は、外交文書室への勤務を経て大学に転じた研究者であった。この要望書は、研究者が外務省の所蔵する外交記録の史料的価値を高く評価していること、それを一般に利用させてきた実績を一定程度認めつつも、その更なる発展を求めていることを示すものであった。以後外務省内の検討で学界の要望が繰り返し言及されている点を踏まえても、本要望書は重要な意義をもったものと評価できるだろう[15]。

㈢「国民外交会館」から「外交史料館」へ

現在振り返ると、外交史料館の開館はまさに先の要望書の内容を実現するものであったといえる。しかし、その開館が実現するまでには昭和三〇年代後半に浮上した「国民外交会館」構想との交錯という、若干の紆余曲折があったことが見逃せない。以下ではその経過に触れる。

会館構想の発端は、千代田区三年町の外務省敷地四九五坪の活用策であった。高速道路用地の残地となったこの土地について、外務省会計課は利用方法を検討した結果、昭和三九（一九六四）年六月一二日、日本外交の史実を伝え国民外交の増進に資する「外交記念館」というべき会館を建設する構想案を作成した。当時構想された会館は、内部に展示室、図書館、講堂、会議室、研究室、談話室などを設けた六階建ての壮大なものであった。会計課はこの会館の建設・運営を行う団体の設立を必要と考え、外交界の要職経験者を起用した団体を設立することとし、外務省関係者の親睦団体である霞関会にその発起人選定を打診した。かねてから霞関会員が利用しうる会館の建設を構想していた同会側もこれに呼応し、八月二五日には吉田茂、芳澤謙吉など歴代外務大臣八名と澤田節蔵霞関会理事長から椎名悦三郎外務大臣に対して「外交記念館」の設立が請願されると共に、翌四〇（一九六五）年二月一日に外務大臣宛に財団法人「国民外交会館」の設立許可申請が提出され、同年九月にはその設立が許可された[16]。理事長には駐フランス大使、侍従長などを歴任した三谷隆信が就任し、会館建設は政府補助金の予算措置と、民間からの寄付を募ることで実現を図るとされた[17]。

同年一二月二五日の財団法人の設立趣意書では、国民外交会館は「わ

が国の外交を国民に理解させ、外交に関する国民的協力を得る」ことを目的とする施設とされ、その具体的手段として、（一）外交に関する内外古今の資料の収集保存、展示（二）視聴覚手段の活用（三）国際問題図書の閲覧（四）国際問題に関する研究、研修及び講演（五）国際問題に関する出版物の刊行（六）外交団と国民の交流等を行う、としていた[18]。当初の構想案のとおり、国内への外交問題に関する啓発・広報を重視した施設であったことが伺えよう。

しかし、会館建設は間も無く暗礁に乗り上げることとなった。昭和四〇（一九六五）年夏から四一（一九六六）年の夏にかけて、当初予定されていた三年町の敷地利用について、国有財産管理上の観点から外務省と大蔵省の間で合意が成立せず、新たな候補地として浮上した日比谷公園南西角地も同様の結果に終わったからである[19]。外務省は昭和四〇年度予算で記念館建設のための調査費を計上し、その後三箇年計画で会館を建設するとして建設補助金を四一年度予算にも計上していたが、建設を具体化する術が失われることとなった。

「外交記念館」構想図（昭和三九年）

こうした状況を踏まえ、昭和四一（一九六六）年七月に外務省は、財団法人国民外交会館が民間の寄付金及び国の補助等により会館を建設し、会館を国に献納し、委託を受けて会館の運営に当るという当初の方針から、（一）外務省が所蔵する外交記録を公開利用に供するため、行政上必要な施設として、外交会館的性格を持つ自らの資料館を建設する、（二）その管理・運営を財団法人国民外交会館に委託するという、大幅な方針変更を行なうこととした。

しかし資料館を運営委託するとなった場合、国民外交会館の当初の活動内容とは大幅な変化が生じることから、建設される施設を法人側が主体として増築整備し、実質的には外交会館を実現するとの方向性が示され、同年秋に国民外交会館も方針変更を了承した[20]。会館建設用の補助金予算は外交記録の内容を補填するための史料収集に活用されることとなり、昭和四一（一九六六）年一一月には本件を検討するため三谷理事長、外務省の高野藤吉官房長、神川彦松、内藤智秀、植田捷雄、英修道、田中直吉の各氏などの歴史研究者から構成された懇談会が開催された。その後三谷理事長を委員長とする史料委員会の下で、談話記録や複製物作成など史料収集にあたる小委員会（委員長は日高信六郎元駐イタリア大使）が設置され、具体的な活動が開始された[21]。

このように建設方針が定められた「外務省資料館」は当初、国民外交会館の建設予定地だった三年町への建設が計画されたが、昭和四一（一九六六）年中に方針が変更され、港区飯倉六丁目（現在の港区麻布台一丁目）にある中華民国貸借中の国有地への建設を計画だった外国賓客接遇施設（現在の飯倉公館）への併設が決定されることとなった。接遇と一般国民の利用という二つの機能を持つ施設の設計は、芸

術院会員である吉田五十八氏の事務所に委嘱され、吉田氏が得意とする日本独自の建築様式である数寄屋造りを近代化したデザインで設計されることとなった[22]。施設の名称は具体的な検討が進む中で「外交史料館」と定められた。

以上のように、「国民外交会館」の建設構想は、外交史料館の誕生にとり重要な契機となった。なお当時の外務省では、作成・取得する外交文書の量が外交活動の拡大に伴い増大し、保管する書庫の狭隘さが課題となっていた。幕末から太平洋戦争終結までの外交記録を本庁舎以外に保管する施設を新設することは、このような観点からも外務省としてメリットを見いだしうるものだった[23]。また飯倉公館への併設は、外務大臣の接遇施設である同公館に一般国民に開かれた機能を設けることで、公館建設に対する国民の理解を得るというねらいもあったようである[24]。以上の状況を踏まえると、外交記録の公開施設設置を求める研究者の要望、国民の外交への理解を促進する施設を建設する機運の高まりといった複数の要因が、このタイミングでの外交史料館建設に結実したといえるだろう。

外交史料館の建設方針が固まって以降、その運営も検討が進められた。当初、外務省と国民外交会館の間で、同館の運営を国民外交会館に委託し、講演会など対外啓発の業務や外務省所有の記録以外の史料収集に当たらせると共に、同館に勤務する外務省員は外交記録の閲覧業務や『日本外交文書』の編纂・刊行に専念するといった形の体制が検討された。しかし昭和四五（一九七〇）年に大蔵省の意見などを踏まえ、外務省は外交史料館を自ら運営するという、今日に至る方針が決定されることとなった[25]。なお国民外交研究協会（昭和四五年一月国民外交会館から名称変更）は、外交史料館の開館後、館内に事務局員を配置して史料収集業務等の活動を継続したが、昭和四七（一九七二）年一月三一日に解散した[26]。

開館を間際に控えた昭和四六（一九七一）年三月には、外務省内で館の活動方針が定められた。館はその所掌事務を（一）わが国の外交記録の保存管理、整理、調査研究、レファレンス（二）わが国の外交史、国際問題研究の向上のため、外交史料の展示公開、内外の学者、一般研究者に対する啓発（三）わが国の外交記録中、戦災等で焼失した部分の補完、補助文献の収集、（四）収蔵記録を基礎資料とした『日本外交文書』の編纂・刊行、とした。

外交史料館は文書課の下に置かれるとともに館長は文書課長の兼任とされ、館内の組織として『日本外交文書』の編纂を担当する編纂室、閲覧・照会業務を担当するレファレンス整理室が設けられた。業務に当たる事務官は、従来記録整理を担当していた文書課記録室から四名、調査課より『日本外交文書』編纂を担当していた長岡新治郎室長以下の外交文書室員、さらに昭和四四（一九六九）年に『外務省の百年』の刊行を完了した百年史室の栗原健室長他の九名が外交史料館へと配置換えされ、同館に勤務することとなった。移転に伴う外交記録や什器・備品類の搬入は年度末の時期に慌ただしく行われたという[27]。

二　開館当初の二〇年―昭和期

㈠　閲覧業務と展示業務の始まり

昭和四六（一九七一）年四月一五日、外交史料館は内外の招待客約六〇名に対する開館披露を行った。当日には二階に設けられた講堂において、細谷千博教授による記念講演「歴史の教訓」が行われた[28]。講演後日には展示室（現在の閲覧室）の見学会も行われた。この展示室は引っ越し作業と同時に設営が進められたもので、幕末から太平洋戦争終結までの外交の流れを示すべく、急ピッチで準備されたものだったという[29]。また翌週の二二日には愛知揆一外務大臣の招待により、岸信介、藤山愛一郎、小坂善太郎、椎名悦三郎、三木武夫ら歴代外務大臣の外交史料館見学も行われ、七月二一日には三笠宮崇仁殿下をお迎えして、殿下の専門である「人類最古のシュメール文明」の講演が行われた[30]。

研究者が要望してきた、一般に開かれた閲覧室も活動を開始した。開館から数年経った頃、閲覧室を訪れたあるヨーロッパ人研究者は「私がそれまで知っていたヨーロッパの資料館とはかなり違っていて、小さな閲覧室は家族的な雰囲気だった」と回想している[31]。閲覧業務を担当するレファレンス整理室の初代室長は、入省から間もない頃、当時の文書課長や人事課長らから「一生外務省の記録員（アーキビスト）として働いて貰いたい」と申しつけられ、その後の三〇年余りの外務省生活の殆どを文書課において過ごしてきた栗原健事務官が務めた。栗原室長は外交史料館開館の以前から、外交記録の閲覧を希望する研究者に対する懇切丁寧なレファレンスを行ってきたことで知られていたが、こうした経験を活かすため、自ら閲覧室の担当者を志願していた。栗原室長の下、閲覧室は開館以前と変わらない親切、丁寧な対応を旨として船出した[32]。こうした栗原室長の献身に対する評価は、欧米諸国の若い研究者等に指導・序言を与え、内外の学術交流に貢献したこと等を理由とした、昭和五四（一九七九）年の国際交流基金「国際交流奨励賞」の受賞という形で示されることとなる[33]。

本稿末尾の表1のとおり、昭和四六年（一九七一）度の閲覧者数は五九一名、閲覧冊数は三八六四冊を数え、前出の耐爆倉庫時代数年分の閲覧実績を一年で上回っていることがうかがえる。またレファレンス整理室では、外交史料館の開館に伴い文書課から引き継がれた未整理文書の分類・整理作業なども進められ、これらは新たな所蔵史料として徐々に閲覧に供されていった[34]。

外交史料館の活動が軌道に乗り始めた昭和五〇年代初頭、外交記録の公開に新たな転機が訪れることとなる。戦後外交記録の公開である。昭和五〇（一九七五）年は太平洋戦争の終結から三〇年を迎える年であり、その数年前から戦後の外交記録を公開することについて、国内外の要望が高まっていた。結果、外務省は細谷教授をはじめとする有識者への諮問を経て、自主的な取り組みとして昭和五〇（一九七五）年一二月に「原則として作成後三〇年を経た外交記録を、一部の例外を除いて秘を解除し公開する」という「外交記録公開」の方針を

示し、翌五一（一九七六）年五月三一日より外交史料館において、戦後外交記録一九〇冊をマイクロフィルムで五二リール（約一二万五〇〇〇コマ）の形で公開を開始した[35]。

第一回「外交記録公開」は、占領期についての本格的な研究が進み、その関心が高まるさなかに行われた[36]。第一回公開の当日にはその内容が各新聞の朝刊一面記事で取り上げられ、テレビやラジオでも放送された。公開当日はレファレンス整理室に電話の照会が途切れることがなく、翌日には閲覧者が相次いだという[37]。この第一回公開と同日付で「外務省外交史料館の利用に関する規則」が改正され、閲覧の際の紹介状、推薦状等の携行が必須でなくなったことも相まってか、戦後外交記録が公開された昭和五一（一九七六）年度の閲覧者数は一〇〇〇名を越え、その後も一貫して外交史料館は毎年一〇〇〇名以上の利用者を迎えることとなった。外部からの照会も、開館年度の三六件から、昭和五六（一九八一）年度には四三三件へと増大した[38]。

以後、外務省は原則として作成から三〇年以上を経過した外交記録を「外交記録公開」として外交史料館で公開していった。その後の「外交記録公開」で公開された外交記録には占領に関する記録やサンフランシスコ平和条約締結に向けた交渉、国際連合加盟、アジア諸国との賠償協定などの重要な外交案件も含まれており、これらは日本に先んじて欧米が公開していた外交記録からは読み取れない、日本外交の独自の歩みを検証しうる貴重な記録と評価されることとなった[39]。

外交史料館の認知度が向上する中で、所蔵史料の活用範囲も広がりを見せることとなる。一例として記録文学で知られる作家の吉村昭氏は、ポーツマス講和会議に臨む小村寿太郎外務大臣を描いた記録文学『ポーツマスの旗』を昭和五四（一九七九）年に発表し、外交史料館の所蔵する史料も活用して日露両国の外交交渉の様子を生き生きと描きだした。吉村氏はその後も外交史料館の史料を利用した作品を発表し、外交史料館を「宝の山」と賞賛していたという[40]。この他にも外部機関等の展示への所蔵記録の出陳や、家族史（ファミリー・ヒストリー）の調査を目的として訪れる閲覧者も増加するなど、いわゆる外交史研究にとどまらない形でその利用は幅を広げ、様々な要望への対応が模索されることとなった[41]。前出のヨーロッパ研究者によれば、こうした模索を反映してか、数年後に訪れた閲覧室は「すっかりプロフェッショナルに」変貌していたという[42]。

(二) 開館後の編纂事業―大正期と昭和期特集の併進

外交史料館の開館以降の編纂事業はどのように推移したであろうか。大正期以降の日本の対外関係が複雑かつ多岐にわたるものへと変化することや、『日本外交文書』の刊行を促進する観点から、昭和四〇（一九六五）年より外務省は外部の外交史研究者に編纂業務を委嘱する体制をとった。しかし、より定期的かつ恒常的に助言を得ることや外交文書室の体制等を考慮して、昭和四四（一九六九）年一二月に『日本外交文書』編纂委員会の設置が決定され、翌年四月に第一回会議が開催された。委員長には細谷千博（一橋大学教授）、委員には小林龍

夫（國學院大學教授）、臼井勝美（九州大学助教授）の各氏が委嘱され、編纂業務の促進が試みられることとなった。[43]

外交史料館の開館に加えて編纂体制の充実が図られたことにより、編纂・刊行を進める上での環境は著しく整備されることとなった。しかし、学界からの編纂・刊行の促進を求める声はなおも強く、昭和四八（一九七三）年頃には従来進めてきた大正期の編纂に加え、海軍軍縮会議、満州事変、日米交渉といった昭和戦前期の中でも学界の特に関心の高いテーマについて、特集形式による編纂・刊行を行う方針が決定された。そして昭和五二（一九七七）年には、「満州事変」第一巻第一冊が刊行され、昭和五六（一九八一）年には、「満州事変」全三巻七冊の刊行が完了した。続いて「ロンドン軍縮会議（及びジュネーブ軍縮会議）」に関する編纂・刊行が進められ、昭和五四（一九七九）年から六一（一九八六）年までに全八冊が刊行された。[44] 最後に残った「日米交渉」については、重要記録の散逸等の要因からその編纂は難航したが、平成二（一九九〇）年に上下巻二冊として刊行された。[45] また大正期についても、編纂方針の再検討を伴う形でその刊行が促進され、昭和六二（一九八七）年にその刊行が完了した。[46]

なおこの時期のもう一つ注目すべき取組として、昭和五四（一九七九）年に外務省外交史料館日本外交史辞典編纂委員会によって『日本外交史辞典』が刊行されたことがあげられる。この辞典は細谷教授を委員長とし、当時慶應義塾大学大学院生だった波多野澄雄氏（のち筑波大学名誉教授）を事務局主任とする編纂委員会が約七年の期間をかけて準備、作成したものであった。同辞典は通常の歴史辞典と異なり、日本外交の節目となるような大項目には論文並みの字数を割くというメリハリを付けた編集方針を採用したもので、高い評価を得ることとなった。[47]

㈢ 別館の開設と本館機能の充実

外交史料館が開館して十数年を経た昭和六〇（一九八五）年一月、吉田茂記念事業財団（堀江薫雄理事長）は外務省に対して、飯倉公館敷地内に「吉田茂記念館」を建設し、吉田茂元総理関係資料とともに寄贈したい旨を陳情した。これらの寄贈は、昭和六三（一九八八）年が吉田元総理の生誕一一〇周年にあたることから、同財団が記念事業として計画したものであった。

外務省はこれを受けて、この記念館を外交史料館の「別館」とする条件の下に許可し、翌年より建設が開始された。昭和六三（一九八八）年七月五日には宇野宗佑外務大臣や堀江理事長などが出席する寄贈式が行われ、外交史料館別館（吉田茂記念資料特別展示場）として一般に公開されることとなった。別館一階入り口にはイタリア出身の彫刻家フィオーレ・デ・エンリケス（Fiore de Henriquez）氏作の巨大な吉田茂象が設置され、展示室内には吉田元総理関係資料のほか、幕末からサンフランシスコ平和会議に至るまでの数多くの国書、親書、条約書、諸外国との往復文書及びこれに関連した写真が展示されることとなった。[48] 別館の開設はメディアからも高い注目を浴びた。[49]

エンリケス作「吉田茂像」

当時の外交史料館は来館者が増加する中で、施設の充実が課題となっていた。従来の展示室は一五名程度しか見学者を受け入れられず、展示物の入れ替えも充分に行い得ないという問題を抱えており、新展示室の開設により、こうした問題が解決された。さらに平成三（一九九一）年四月に展示室の展示替えが行われ、テーマを設けた「特別展示」の開催が可能になったことにより、同年の「九ヶ国条約から日米開戦に至るまでの日米関係」を端緒として、期間ごとの特別展示が開催されるようになった[50]。また閲覧室は閲覧事務室と一体化していたことから同じく狭隘さが課題となっていたが、別館が新たな展示室として開設されたことを受けて、昭和六三（一九八八）年一一月に旧展示室が独立した閲覧室に改装されたことにより、閲覧に訪れる利用者にも大きな利便性を提供することとなった[51]。

㈣『外交史料館報』の刊行

さらに昭和六三（一九八八）年四月には新たな取組として『外交史料館報』の刊行が開始された。館報の刊行は、各文書館等の類縁機関が同種の媒体を有する中で、所蔵史料、『日本外交文書』の内容、活動実績等の紹介を通じて外交史料館の活動や存在を広く周知するという観点から強く求められていたものであった[52]。

創刊号には歴代の外交史料館講演会記録の中から、「歴史の教訓」（細谷千博）「満州事変―リットン調査団を中心に―」（臼井勝美）「一九三二年―四五年における『満州国問題』と日本外交」（兪辛焞）が掲載されるとともに、史料紹介として「不戦条約批准問題に関する『山形手記』」（神山晃令）「林出賢次郎『厳秘会見録』について」（林正和）「PRO所蔵イギリス外務省の日本関係文書について」（佐藤元英）や、『日本外交文書』最新刊の概要などが掲載された。館報はその後も当館の活動を示す取組として刊行が続けられ、現在に至っている。

『外交史料館報』の創刊に携わった原口邦紘氏（元副館長）は、館報が創刊された昭和六三（一九八八）年を外交史料館にとって一つの節目の年であったと位置づけている。この年には（一）別館の開館と展示室の移転、閲覧室の拡充といった施設の整備が進み、（二）館の情報発信手段としての『外交史料館報』の発行が開始され、さらに前年には（三）二四年の期間を要した大正期の『日本外交文書』の編纂・刊行が完了して昭和期の編纂が本格化したからである[53]。開館から二〇年弱を経て、外交史料館は徐々にその認知度を向上させるとともに、原口氏の言う「手づくり」の時代から、新たな時代を迎えることとなったといえるだろう。

三　活動の充実と拡充―平成初期

㈠　開館二〇年記念事業の実施

外交史料館は平成三（一九九一）年に創立二〇周年を迎えることとなった。二〇周年に向けて企画・実施された事業の中には、現在の観点から見ても重要な取組が二点行われている。

一点目は、外交史料館の所蔵・公開してきた戦前期「外務省記録」の件名等を総覧した『外務省記録総目録〔戦前期〕』の刊行であった。これは多くの利用者から要望されてきたもので、それまで閲覧室に置かれたインデックス・カードによる検索のみであった「外務省記録」の探索方法を一新した点で、大きな意義を持つものであった[54]。同目録は原記録に加えて、松本記録（故松本忠雄元外務政務次官が在任中に主要記録を筆写したもの）の有無や復活記録（本来の記録が戦災等により消失したが、その後収集・整理された記録文書等から、本来当該ファイルに収集されるべきものを集め、復活させたもの）の情報など、記録の作成経緯等に関する情報も掲載されており、さらに別巻には索引や消失記録の一覧が整理されるなど、当時外交史料館が所蔵していた「外務省記録」の全体像が把握可能な目録となっていた[55]。

二点目は、平成四（一九九二）年の『日本外交史辞典』新版の刊行であった。旧版がペリー来航から日中国交正常化を収録範囲としていたことに対して、この新版は二年の期間をかけて準備され、平成二（一九九〇）年頃までを対象として、項目の追加・修正が行われた。旧版の刊行部数が僅少であったことから、早くから再刊の要望が相次いでいた同辞典の新版刊行は、「開館二〇周年事業の白眉」との評価も当時学界からなされた[56]。

㈡　所蔵史料の充実と重要文化財指定

また史料の公開という点に目を向けると、開館から二〇年を経たこの時期に、相次いで未公開の記録が整理・公開されたことも特筆すべきことであろう。平成五（一九九三）年には「海軍省等南方軍政関係史料」「花房義質関係文書」「内田康哉伝記草稿」が、平成六（一九九四）年には「榎本武揚宛諸家書翰」「陸奥宗光書翰」「三条実美・伊藤博文・陸奥宗光・林董書翰」が、平成七（一九九五）年には「外務省警察史」「沢宣嘉関係文書」が、平成八（一九九六）年には「外交彙報附録月報」「外務省月報」「外務省報」「議会調書」「林出賢次郎関係文書」が公開された[57]。これらは『外務省の百年』の刊行時に収集されたもの、新たに遺族から寄贈を受けたものなど、様々な来歴を持つものであったが、その後の外交史料館の貴重な史料群を構成することとなった。

さらに戦後外交記録の公開にも変化が現れた。「外交記録公開」は昭和六〇（一九八五）年三月二五日の第八回公開以降、占領後の記録を扱うようになり、審査等の期間が長期化し、公開の時期や量が不定期となったことから、公開の促進を求める声が強まっていた。こうした要望を踏まえ、平成九（一九九七）年二月二四日の第一三回公開以降は、従来どおり二国間・多数国間の外交案件といった一般の関心の

高い記録を扱う「主要案件」として一八一冊を公開する一方、それ以外の記録について審査を簡易化した「一般案件」として五七九一冊を一挙に公開することで、こうした要望に応える取組を進めることとなった[58]。以後、「外交記録公開」は主要案件と一般案件を組み合わせる形で、のちの平成二〇（二〇〇八年）の第二一回公開まで、質と量を両立する形での公開が目指されることとなった。また一部原本ファイルの公開も開始された。

また平成一〇（一九九七）年六月三〇日には、前年に文化庁における文化財指定範囲が近代に拡大されたことを受け、外交史料館の所蔵する幕末条約書（「日米修好通商条約」「日英修好通商条約」「日仏修好通商条約」「日米和親条約批准交換証書」「日米条約調印書」）が国の重要文化財に指定されることとなった。これは現存するわが国最古の条約書であるこれらの史料の高い歴史的価値を物語るものであった[59]。

㈢ 平成初期の編纂事業―昭和期編纂の本格化

大正期の『日本外交文書』が昭和六二（一九八七）年に刊行を完了したことを受けて、平成の編纂事業は昭和期の刊行を中心に進められることとなった。大正期の編纂・刊行が終盤にさしかかった時期から、昭和戦前期の編纂・刊行についての検討が進められ、昭和戦前期を昭和二～六年（昭和期Ⅰ）、昭和六～一二年（昭和期Ⅱ）、昭和一二～二〇年（昭和期Ⅲ）の三つの時期に区分すること、重要度の高い日中関係を「第一部」とし、対欧米・国際関係を「第二部」とすることが決定され、多年度方式も採り入れた編纂方針が採用されることとなった。昭和六三（一九八八）年には「昭和期Ⅰ」第二部最初の巻となる「昭和期Ⅰ第二部第一巻」、平成元（一九八九）年には第一部最初の巻である「昭和期Ⅰ第一部第一巻」が刊行され、平成七（一九九五）年までに「昭和期Ⅰ」全巻の刊行を完了した。その後は史料の残存状況、先行して刊行された特集巻との関係を考慮しながら「昭和期Ⅱ」の編纂・刊行が進められることとなった[60]。

また平成六（一九九四）年五月には、オタワで開催された第三回外交文書編纂者会議（ＩＣＥＤＤ）に日本から初めて外交史料館関係者が出席した[61]。この会議は各国の外交文書集編纂の状況や編纂方法に関する課題を議論することを目的として平成元（一九八九）年から開催されてきた国際会議で、外交文書集編纂について貴重な意見交換の機会となった。以後、外交史料館は現在に至るまで原則隔年で開催される会議に参加者を派遣している[62]。

㈣ 新たな業務への対応―補修・保存と情報化社会への対応

開館二〇年を経た外交史料館の業務が様々な広がりを見せる中で、従来の取組に比べ、大きく進展を見せた分野が二つ存在した。

その一つは、史料の補修・保存への取組であった。開館当初より外交史料館では、「外務省外交史料館の利用に関する規則」において、汚損・破損・綴替え・抜き取りの禁止、インク・万年筆の使用禁止や、

複写の禁止などが明記されるなど、取扱いに関する配慮がなされると共に、破損史料については一部措置が行われていた。しかし、開館から二〇年の間、毎年一〇〇〇〇冊以上の記録が閲覧に供せられる中で、戦前に作成された史料には様々な形で劣化が見受けられる状況となっていた。また当時展示室に展示されていた条約書等の原本には、長期間の展示に由来すると思われる劣化の傾向が現れつつあった[63]。

こうした史料の補修・保存状況を危惧する意見を受けて、学識経験者、史料管理等の専門家による「史料保存管理検討委員会」が設置され、外交史料館における所蔵史料の保存環境、保存状況及び管理業務について専門的な見地から現状調査が行われると共に、平成四（一九九二）年三月に報告書が提出された。同報告書では保存環境や史料の劣化状態など、総合的な評価が行われると共に、多くの史料で劣化が進んでいることや、史料の保存環境整備には総合的な取組みが必要であることが指適された[64]。

同報告などを一つの契機として、以後、文書館における保存と利用のあり方について理解を深めるため、職員を対象とした保存や史料補修についての研究会が開催され、また国内外の類縁機関における補修状況の調査が行われるなど、補修業務に関する取組みは順次進められることとなった[65]。

補修に関する取組が進められる中で、外交記録特有の作業上の課題も明らかになっていった。近代日本における一般的な公文書が一定の大きさの和紙を簿冊に綴じた形式であるのに対して、外交活動の中で作成・取得された文書をファイリングした外交記録は、和紙だけでなく諸外国で作成された洋紙、竹紙など、材質も大きさも異なる文書が綴られていた。こうした外交記録の特性を踏まえて、一つ一つの文書史料の特性を見極めつつ、適切な補修措置を行う専門的な知識や技能が必要であることが明らかになっていった[66]。

これらの検討を進めながら、平成八（一九九六）年四月には補修作業に専従する臨時職員が一名採用され、閲覧事務室内で補修業務が開始された。その後も補修に関する取組は様々な形で拡充され、館内に補修専用のスペース（補修室）が設けられると共に、補修作業にあたる専門技術を擁する職員も複数名を擁する体制となり現在に至っている[67]。また、外部専門家の協力も得た条約書や戦前・戦後の「外務省記録」の劣化状態調査も進められ、展示室の展示品のレプリカ作成による代替化についても徐々に進められた[68]。補修や環境整備について職員への啓発も実施され、史料保存についての意識の浸透は着実に進むこととなった。これらの取組はいずれも、史料の劣化を危惧し、長期的に保存することの重要性を認識していた、現場職員からのイニシアチブでなされたものであった[69]。

もう一つは一般向けの対外発信としての外交史料館ホームページの開設であった。平成六（一九九四）年から七（一九九五）年にかけて、個人向けインターネット接続サービスやインターネット関連機能を搭載したOSの発売など、個人向けインターネット環境が急速に普及したことに伴い、これへの対応が求められるようになった。外務省は平

成七（一九九五）年四月に英語版、平成八（一九九六）年四月に日本語版のホームページを開設し情報の配信を開始していたが、かねてからホームページ開設を検討していた外交史料館も、外務省ホームページに参加する形で平成八（一九九六）年五月に英語版、日本語版の各ホームページを相次いで開設することとなった[70]。一般利用者に向けた直接の情報発信手段が設けられたという点で、これは大きな変化であった。

なおこの時期には、「アジア歴史資料センター」の開設構想が本格化した。同センターの構想は、平成六（一九九四）年八月三一日、村山富市内閣総理大臣が翌年の戦後五〇周年を控えて発表した「平和友好交流計画」に関する談話に端を発するものだった。談話では、近隣諸国との青少年交流や研究交流といった事業とならんで、「歴史を直視」するための「歴史研究支援事業」の一つとして「アジア歴史資料センター」設立の検討が言及された。センター構想の具体化は、同年一一月に五十嵐広三内閣官房長官のもとに置かれた有識者会議に委ねられ、「日本とアジア近隣諸国等との間の近現代史に関する資料及び資料情報を、幅広く、片寄りなく収集し、これを内外の研究者をはじめ広く一般に提供すること」等を基本目的とするセンターの設立が翌年六月に提言された。その後具体的検討が進められる中で、センターは情報通信技術の飛躍的な進歩を踏まえ、電子情報の形で蓄積した歴史資料のデータベースを、インターネット上で広く提供するものとする方向性が固まった。平成一一（一九九九）年一一月三〇日にはアジア歴史資料センターを、国立公文書館、外務省外交史料館、防衛庁防衛研究所図書館等の国の機関が保管するアジア歴史資料（近現代における我が国とアジア近隣諸国等との関係に関わる歴史資料として重要な我が国の公文書その他の記録）を電子情報の形で蓄積するデータベースを構築し、インターネット等を通じて情報提供を行う機関として開設することが閣議決定され、具体的な作業が進められることとなった。旧来的な施設の建設ではなく、デジタルアーカイブを構築するというその構想は、情報化時代を見越した先見性のある取組であった[71]。

四　政令機関指定とデジタルアーカイブ時代の本格化（平成中期）

㈠　情報公開法による政令機関指定

外交史料館が開館三〇周年を迎えた平成一三（二〇〇一）年四月、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下、情報公開法）」及び関係法令が施行されたことにより、外交史料館の位置づけに変化が生じた。外交史料館は平成一三（二〇〇一）年四月一日に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（以下、情報公開法施行令）」第二条第一項第三号の規定に基づき、歴史的、文化的資料等を保有、管理する機関として総務大臣の指定を受けることとなった[72]。

情報公開法とその関係法令は、国民が行政文書の開示を請求する権利や、行政機関の開示義務を定めたものであると同時に、開示請求の対象となる行政文書を定義し、そのライフサイクルについても規定す

るものだった。情報公開法施行令は、行政文書としての保存期間の満了した行政文書は、「移管」ないし「廃棄」の措置を行うものであると定めた（第一六条第一第八号）。そしてこの「移管」が、翌年三月の法令の施行に伴う閣議決定と補足取決め（各府省庁官房長等申合せ）により、「国立公文書館法」に明記された「歴史資料として重要な公文書等」の「適切な保存のために必要な措置」を指すものであるとされ、歴史資料として重要な外務省の公文書の「移管」先の施設は外交史料館であることが定められた[73]。

(二) 外交記録の公開

外務省本省に保管されていた戦後外交記録の移管先として外交史料館が定められたことは画期的なことといえた。「外交記録公開」で公開されていたマイクロフィルム等の複製物だけでなく、戦後外交記録原本の移管・公開の可能性が開かれることとなったからである。これにより戦後外交記録の公開は大きな進展を遂げることとなった[74]。

従来の「外交記録公開」が継続される一方、平成一五（二〇〇三）年から実際に保存期間を満了した外交記録原本の外交史料館への移管が開始された。この手続きにより移管された記録の公開手段が検討された結果、平成二一（二〇〇九）年二月より、利用者からの申請に基づき、オンデマンド方式によって公開措置を行う「要公開準備」制度の運用が開始されることとなった[75]。前述の通り従来の「外交記録公開」でも一部原本による閲覧が可能となっていたが、戦後外交記録が原則原本という形で閲覧に供されたことは利用者に高く評価されることとなった[76]。この他にも情報公開法を活用した取組としては、同法に基づき開示された文書の中から、一般の関心が高い文書の写し（開示写し）を公開する取組が平成一三（二〇〇一）年一〇月から実施された。この取組では、対日平和条約交渉を扱った「平和条約の締結に関する調書」（いわゆる西村調書）などの、開示文書の写しが利用可能となった[77]。

戦後外交記録の他にも、この時期も未公開記録の公開が進められた。平成一二（二〇〇〇）年から平成一六（二〇〇四）年にかけて、「茗荷谷研修所旧蔵記録」「ハワイ移民関係史料（在ホノルル総領事館移管資料）」「林董関係文書」「未分類外務省記録」「林修道博士旧蔵資料」「川村茂久関係文書」など、大部の史料群も含む多くの記録が相次いで整理・公開された[78]。

また展示室における特別展示・企画展示も、平成一六（二〇〇四）年の日米和親条約締結一五〇周年を記念した「日米関係のあけぼの」をはじめ、「中米諸国との出会い」「日露関係のあゆみ」「幣原外交の時代」「岐路に立つ外交官　難局に直面した戦前期外交官の意見書」「吉田茂展　没後四〇年」（財団法人吉田茂国際基金との共催）「日本とブラジル」「日英交流事始」など、二国間関係の周年行事や外交官の活動に焦点を当てた展示が多数開催された[79]。

㈢　平成中期の編纂事業―戦後期編纂の開始

編纂事業としては引き続いて「昭和期Ⅱ」の編纂・刊行が進められ、平成一九（二〇〇七）年に第二部全五巻、翌二〇（二〇〇八）年に第一部全五巻の刊行がそれぞれ完了し、「昭和期Ⅲ」の編纂・刊行に着手した。当該時期については主要な外交案件に関する記録が消失しているという編纂上の困難が存在したことから、学界等で関心の高いテーマを優先的に特集形式で編纂する方針が決定され、日中戦争、第二次欧州大戦と日本（三国同盟、日ソ中立条約を含む）、太平洋戦争などが計画された。平成二二（二〇一〇）年には最初の特集として「太平洋戦争」全三冊が刊行された[80]。

戦前期の編纂が進められる一方で、平成一三（二〇〇一）年頃から、戦後日本外交への関心の高まりや、諸外国の外交文書集編纂が既に戦後期に入っていることなどを踏まえて、編纂委員会内で戦前期と共に、戦後期の編纂を並行で進めるべきとの議論が浮上した。情報公開法の施行により先述の「平和条約の締結に関する調書」が開示されたことが大きなきっかけとなり、同調書を復刻・刊行すると共に、戦後期に関する最初の編纂事業としてサンフランシスコ平和条約を対象とする方針が決定され、「平和条約の締結に関する調書」全五冊の復刻刊行が平成一四（二〇〇二年）に、「サンフランシスコ平和条約」全三巻の刊行が平成一八（二〇〇六）年から平成二一（二〇〇九）年までに完了した[81]。

㈣　デジタルアーカイブ時代の幕開け

また、この時期に進展した取組として無視できないのは、デジタルアーカイブの充実であろう。約二年間の準備期間を経た平成一三（二〇〇一）年一一月三〇日、国立公文書館の組織としてアジア歴史資料センターが開設された。外交史料館からは平成一二（二〇〇〇）年度に外務省記録A門（昭和戦前期政治・外交関係）二二〇〇冊（約六〇万コマ）等の電子画像が提供され、開設と同時に同センターホームページで閲覧可能となった[82]。文書館に赴かずとも、あらゆる場所で時間の制限を気にせず原史料を活用できるアジア歴史資料センターの開設は、多くの研究者に大きな衝撃をもたらすものであった[83]。その後同センターは日本で初めての本格的なデジタルアーカイブとして、近代史研究に不可欠のインフラとして定着し、外交史料館は継続的に史料の電子画像を提供していった。平成二九（二〇一七）年までに、外交史料館の所蔵する戦前期の外交記録の約七五％が利用可能となっている[84]。

また、外交史料館においても独自のデジタル化の取組として、平成二一（二〇〇九）年一月三〇日より、外交史料館ホームページ上で『日本外交文書』のデジタル画像と目次情報を提供する「日本外交文書デジタルアーカイブ」が開設された。これは刊行から長期間が経過し、入手や利用が困難となっていた『日本外交文書』を簡便に利用できる環境を整備する取組として進められたもので、開設時点で慶応三（一八六七）年から大正元（一九一二）年までの明治期『日本外交文書』

全八六冊が掲載された[85]。その後「日本外交文書デジタルアーカイブ」は拡充され、現在は「日本外交文書デジタルコレクション」に改称されると共に、直近の一部刊行分を除く『日本外交文書』の電子データが掲載されている。

五　公文書管理法の施行とその後―平成後期から現代

㈠「外交記録公開に関する規則」制定と公文書管理法の施行

平成一三（二〇〇一）年の情報公開法の施行は、前述のとおり外交史料館の位置づけに最初の変化をもたらしたが、平成二二（二〇一〇）年から開館四〇周年の平成二三（二〇一一）年にかけて進んだ法令規則の整備は、外交史料館の位置づけと活動の双方により大きな変化をもたらすこととなった。

第一に、平成二二（二〇一〇）年五月に「外交記録公開に関する規則」が制定された。岡田克也外務大臣の下で平成二一（二〇〇九）年一一月に発足した「いわゆる『密約』問題に関する有識者委員会」は、翌二二（二〇一〇）年三月に提出した報告書の補章「外交文書の管理と公開について」で、外交記録公開制度に関する「三〇年公開原則」の徹底と、外務省内の意識改革や人員・体制の強化を含めた審査体制の拡充、さらに有識者・専門家の効果的活用や省内審査のあり方の見直しを求め、相手国の記録でしか日本の主張・立場が明らかにされない状態を避けるべきであることを指摘した[86]。こうした提言を踏まえる形で、同年五月二五日、透明性を確保しつつ外交記録公開を円滑に推進するために「外交記録公開に関する規則」が制定され、「作成又は取得から三十年以上経過した行政文書は公開する」との原則が明記された。

この規則により、政務レベル及び外部有識者が参加する外交記録公開推進委員会が設置され、外交記録の公開に向けた推進力を高め、専門的知見を反映して審査の質と透明性を向上させる体制が整備された。同委員会での審査を経た上で、国民の関心の高い外交記録を公開する取組が開始されたことにより、平成二二（二〇一〇）年七月以降に一新された「外交記録公開」制度の下で、沖縄返還交渉、日米安全保障条約改定、日米貿易経済合同委員会、日米繊維交渉等の主要案件に関する文書を含む約一五〇〇冊のファイルが移管・公開された[87]。

第二に、平成二三（二〇一一）年四月一日に「公文書等の管理に関する法律（公文書管理法）」が施行された。公文書の統一的な管理のルールや歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用のルールを定めた公文書管理法及び「公文書等の管理に関する法律施行令（公文書管理法施行令）」の施行により、外交史料館は外務省の「特定歴史公文書等」の管理を行う施設として外務大臣より指定を受けた「国立公文書館等」であると法的に位置づけられた。これにより、外交史料館の活動の二本柱が、公文書管理法に基づく歴史的資料の移管受入れ、保存、利用の促進といった国立公文書館等としての業務と、外務省設置法に基づく『日本外交文書』をはじめとする外交文書の編纂業務であることが

明確にされた[88]。

外交史料館の所蔵する外交記録は特定歴史公文書等として永久保存の対象とされると共に、公文書管理法に基づく手続としての利用請求の権利が設定された。これにより外務省の自主的取組として進められてきた「要公開準備」制度に代わる、法令に依拠した利用の制度が整えられることとなった[89]。また館の運営規則として、開館以来運用されてきた「外務省外交史料館利用規則」は廃止され、同法第二七条に基づく「外務省外交史料館利用等規則」と、その実施に関する細則である「外務省外交史料館利用細則」等が同日付で施行された。

なお公文書管理法の施行と同時に、同法の理念に沿う迅速な移管を達成するため、「外交記録公開に関する規則」も改正された。この改正により、外交記録公開推進委員会が一般の関心の高いファイルの公開性審査を行う手続き（「特別審査」）に加え、「通常審査」の手続が設けられることとなり、保存期間を満了した外交記録の迅速な移管が進められることとなった[90]。

「外交記録公開に関する規則」の制定から令和三（二〇二一）年末までに移管された戦後外交記録の件数は三万六二一九冊（戦後条約書を含む）を数え、三〇年原則のもと、令和三（二〇二一）年末には平成二（一九九〇）年の外交案件まで公開が進むこととなった。平成二二（二〇一〇）年以降刷新された「外交記録公開」の取組みは、政策決定過程に踏み込み、従来困難だった日本を主体とした戦後日本外交史を描ける状況を作り出したとして、学界からも高く評価されている[91]。

(二) 公文書管理法施行後の展示業務と閲覧業務

公文書管理法は、外交記録の移管・公開の他にも外交史料館の活動領域を広げるきっかけとなった。同法は第二三条において、国立公文書館等の長が特定歴史公文書等を展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならないことを規定した。これは国立公文書館法や公文書館法といったアーカイブズ機関に関する既存の法令がこれら機関の業務を「閲覧」のみに限定していたことに対して、展示を「利用」の一環として位置付けた点において新しい措置であり、公文書管理法施行以前から外交史料館が取り組んできた展示業務に弾みを付けることとなった。

さらに公文書管理法の下での特定歴史公文書等の取扱いの指針を示すため策定された「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」は、「利用の促進」に関する留意事項として、展示会等の開催等の取組を通じて、国民が歴史公文書等に触れる機会を数多く用意することで国民の歴史公文書等への関心を高める措置の重要性に言及すると共に、国立公文書館等として定められている施設や博物館等と連携した取組みについても検討すべきことを定めた。

こうした法令の趣旨を踏まえ、外交史料館は以後国立公文書館等や地方類縁機関との共催展示を積極的に開催していった。平成二五（二〇一三）年の国立公文書館及び宮内庁宮内公文書館との共催展示「近代国家日本の誕生―公文書にみる明治」を皮切りとして、埼玉県立文書館との共催展示「地図アラカルト」（平成二六年）、茨城県立歴史館

との共催展示「日本外交のあゆみ」（平成二七年）、国立公文書館・デンマーク国立公文書館との共催展示「日本とデンマーク　文書でたどる交流の歴史」（平成二九年）、北海道立文書館との共催展示「世界史の中の北海道」及び鹿児島県歴史資料センター黎明館との共催展示「外交史料にみる明治の日本外交」（平成三〇年）、和歌山県・和歌山県教育委員会との共催展示「外交史料と近代日本のあゆみ」（令和元年）が相次いで開催された[92]。

また閲覧業務についても、前出のガイドラインにおいて、利用の方法に関する留意事項として、「カメラ等を用いた撮影については、極力、認めることが望ましい」との指針が示されたことを踏まえて、「外交史料館利用細則」においてデジタルカメラを用いた撮影を認めることとなった（第五条）。従来から外交史料館では利用者の利便性向上を目的として、閲覧室でのＰＣ利用や、セルフ式の複写を可能とするコインベンダー及びデジタル複合機の導入など、様々な取組を進めてきたが、海外の文書館等で認められているデジタルカメラ撮影は利用者でも要望の強いものであったことから、導入は歓迎された[93]。

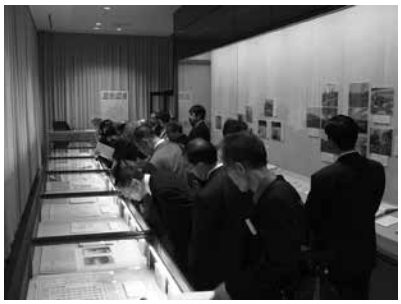

国立公文書館における
連携展示の光景

なお、こうした法令に関わらない分野での所蔵史料に関する動きとしては、平成二二（二〇一〇）年に、「須磨弥吉郎関係文書」「川上俊彦関係史料」「侯爵小村寿太郎伝」「外交公文」がそれぞれ整理・公開された[94]。さらに平成二八（二〇一六）年八月一七日に、幕末期の外交記録である「通信全覧」三二〇冊、及び「続通信全覧」一七八四冊が国の重要文化財に指定された。外交史料館ではこれを記念した特別展示「幕末へのいざない」を同年開催した[95]。

㈢　所蔵史料検索システムの公開

外交史料館の法的位置づけが変化し、公開対象の記録が拡大する中で、所蔵史料を参照するための目録も抜本的な対応が求められることとなった。戦前の記録については開館二〇周年で作成された『外務省記録総目録〔戦前期〕』が存在する一方で、従来戦後外交記録等の目録情報は閲覧室に備え付けられた紙目録や、外交史料館ホームページ上に掲載したＰＤＦファイルによって提供されていた。しかしこれらの方法は情報の鮮度、検索性の観点から利用者、管理側双方にとって利便性を欠いており、さらに史料の全体像を把握し難いという点からも問題視されていた。こうした課題を踏まえて外交史料館は所蔵史料検索システムの開発に取り組み、平成三〇（二〇一八）年一二月一〇日、同システムを公開した[96]。システムは階層検索、キーワード検索、詳細検索といった検索機能を備えると共に、利用請求、閲覧、複写等に関わる様式出力の機能や、後述のデジタル画像掲載機能を備えている。

更にアジア歴史資料センターとのデータリンク機能を設けることにより、インターネット上に存在する史料画像の検索・閲覧についても利便性を向上させた。

㈣ デジタルアーカイブの拡大と充実

情報社会の進展に伴い、政府がデジタルアーカイブ施策を推進してきたこと、「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」において、「インターネットで利用することができるデジタル画像等の存否」を目録で公開することとし、デジタルアーカイブを特定歴史公文書等を適切に保存し、国民の利用に供するための事業のなかの基本的な機能のひとつに位置づけたことなども踏まえ、所蔵史料のデジタルアーカイブ化に関する取組みもこの時期一段と進展することとなった。

第一に、平成三〇（二〇一八）年に公開された所蔵史料検索システムにはデジタル画像掲載機能が設けられた。この機能を活用し、システムの公開と同時に所蔵する幕末・明治・大正期の国書・親書等七〇九件の画像がシステム上で閲覧が可能となった[97]。

第二に、「外交記録公開」については、特別審査ファイルの電子画像データが平成二九（二〇一七）年一二月二〇日の公開以降、外交史料館ホームページ上に掲載されることとなった。令和三（二〇二一）年一二月二三日の公開分までを含め、現在一〇六冊が閲覧可能となっている。

また、アジア歴史資料センターへの画像提供では、新たに戦後史料の提供が開始されることとなった。これは、安倍晋三内閣総理大臣の有識者懇談会「二〇世紀を振り返り二一世紀の世界秩序と日本の役割を構想するための有識者懇談会」が平成二七（二〇一五）年八月六日付で提出した報告書において、「戦後七〇周年に当たって我が国が取るべき具体的施策」として「アジア歴史資料センターの充実」を掲げ、同センターが国内のみならずアジア諸国の学者からも高い評価を受けているが、現在取り扱われている資料は第二次世界大戦前のものに限定されているところ、戦後の資料についても収集、公開する必要があると提言したことに由来するものであった。この記述に基づき外務省と国立公文書館、アジア歴史資料センター間で調整が行われた結果、戦後外交記録の画像提供が確認され、さらにその後の検討で「一九七二年頃までの『アジア歴史資料』」が具体的な範囲として設定されることとなった[98]。

現在外交史料館はこれに対応する戦後史料画像の提供を進めており、令和三（二〇二一）年末までにアジア歴史資料センターに提供された史料画像データのコマ数は四〇万七三〇五コマとなった。アジア国際関係史に関する研究水準の向上への寄与と共に、ひいては過去の歴史的経緯をめぐるアジア諸国との相互理解に向けた貢献となることが期待される状況となっている。

㈤　平成後期・令和の編纂事業―戦後編纂の本格化

編纂事業は引き続き、「昭和期Ⅲ」時期の編纂・刊行が進められ、平成二二（二〇一〇）年に「日中戦争」、平成二三（二〇一一）年から二四（二〇一二）年にかけて「第二次欧州大戦と日本」全三冊を刊行、さらに平成二五（二〇一三）年から二七（二〇一六）年までに「昭和期Ⅲ」全三巻と関係調書集が刊行された。

これにより特集巻の刊行から数えると三九年に及んだ昭和戦前期の刊行がすべて完了し、編纂事業は戦後期を対象に進められることとなった。以後特集形式で、既に刊行済みの平和条約関連を除く占領期の問題を扱った「占領期」全三巻・調書集一巻が刊行され、続いて「国際連合への加盟」「日華平和条約」が刊行された。そして令和三（二〇二一）年には、新たに戦後期の昭和二〇（一九四五）年から三五（一九六〇）年までの事項を編年で扱う「昭和期Ⅳ」の第一巻として、「日米関係 第一巻（昭和二七―二九年）」が刊行された。以後は当該時期の事項を扱う巻の編纂・刊行が予定されている。

そして平成二三（二〇一一）年九月二一日には、編纂事業のみならず外交史料館にとって悲しむべき出来事があった。昭和四五（一九七〇）年から平成二一（二〇〇九）年まで『日本外交文書』編纂委員長を務めた細谷千博教授の死去である。本稿の随所に示されているとおり、細谷教授は外交記録の公開や編纂といった問題に生涯を通じて取り組まれてきた研究者であり、外交史料館にとって、一貫してその活動を理解し、支援を与えてきた、文字通りの「育ての親」であった。[99] なお編纂委員長は波多野澄雄教授に引き継がれ、現在に至っている。

おわりに

外交史料館は半世紀にわたり、外交記録の公開、保存、編纂といった各種業務を通じて、近代史研究において不可欠の史料を提供する施設として着実にその業務を遂行してきた。現在所蔵・公開されている史料群は表3のとおりであり、特定歴史公文書等の数は令和三（二〇二一）年末時点で一一万三四三五冊と、開館当時の約四万八〇〇〇冊から大きく増加した。また『日本外交文書』の刊行冊数は昭和四六（一九七一）年四月の開館時点では一一五冊だったが、令和三（二〇二一）年度中刊行予定の二冊を含め、合計二二六冊となった。

表1のとおり閲覧者数や展示室への来館者数も、開館当初から大幅に増加している。史料の閲覧については、アジア歴史資料センターを始めとしたデジタルアーカイブによる利用が加わっていることを加味すれば、実態はより大きいと考えることが可能であろう（表2参照）。

時代や技術の変化によって、用いる手法は変化するであろうが、外交史料館には今後も一貫して、その時代の利用者のニーズに対応しながら、歴史的価値のある記録文書を保存管理し、利用に供すること、外交文書の編纂を行うこと、これらの取組を実現するための体制構築が求められるであろう。直近では令和二（二〇二〇）年より、外交史

料館は新型コロナウィルス感染症を原因として、複数回にわたる長期の臨時休館という未曾有の事態に直面した[10]。こうした事態をも乗り越え、業務をいかに進めていくかが、今後対応が求められている課題といえよう。

（文責　浜岡）

注

（1）吉村道男「外交文書編纂事業の経緯について」（『外交史料館報』第一号、一九八八年、以下『館報』第一号と略記）六九頁。

（2）同右、七一―七三頁。「『日本外交文書』七〇年の歩み」（『館報』第二〇号、二〇〇六年）六〇頁。「座談会　外交史料館の二十年と将来」（『館報』第五号、一九九二年）三二頁。

（3）吉村前掲、七一―七五頁。臼井勝美「『日本外交文書』編纂の思い出」（『館報』第三〇号、二〇一七年）一〇頁。

（4）外務省編『外務省の百年　下』原書房、一九六八年、一二九八―一二九九頁。熱田見子「米国議会図書館が所蔵する戦前期外務省調書とその背景」（『館報』第二一号、二〇〇七年）八四―八六頁。

（5）官房文書課（昭和二九年一一月）「占領下における日本外務省記録のマイクロフィルム撮影について」（外務省記録Z.1.1.1.42「本省文書事務関係秘密文書取扱関係」第二巻、外務省外交史料館。以下、外務省記録は全て外交史料館所蔵のため所蔵機関情報は省略する）。臼井勝美「外務省記録と『日本外交文書』」（『みすず』第二〇〇号、一九七六年）五二頁。熱田前掲、八七―八八頁。

（6）前掲「座談会　外交史料館の二十年と将来」三〇頁。細谷千博「シベリア出兵研究の今日的意味―『シベリア出兵の史的研究』の思い出」（『館報』第一九号、二〇〇五年）二八―二九頁。江藤淳編『終戦史録別巻　シンポジウム　終戦を問い直す』北洋社、一九八〇年、一六頁。

（7）波多野澄雄「細谷先生と外務省へのまなざし」（『館報』第二五号、二〇一二年）二二頁。

（8）細谷千博「栗原健さんの思い出」（『館報』第二〇号、二〇〇六年）八九―九〇頁。吉村道男『道ひとすじ―外交史料館で考えたこと』ＮＰＯ法人和光・風の里、二〇一五年、二四六―二五一頁。

（9）前掲『外務省の百年　下』一二九九頁。波多野澄雄「『史録』編纂の周辺」（外務省編『終戦史録　六』附録月報、北洋社、一九七八年）八―一一頁。高裁案（昭和三三年九月二五日決裁）「昭和二十年八月十四日以前の記録の機秘密解除に関する件」（前掲外務省記録「本省文書事務関係　秘密文書取扱関係」第二巻）。

（10）当時の閲覧の様子については、入江昭「外交史料館利用の思い出」（『館報』第一〇号、一九九六年）九六頁。三谷太一郎「外交史研究の出発点」同右、一〇五頁。『太平洋戦争への道』については、大畑篤四郎「日本国際政治学会三〇年の歩み」（『国際政治』日本国際政治学会創立三〇周年記念号、一九八六年）一八八―一九二頁。前掲「座談会　外交史料館の二十年と将来」三一―三三頁。「日本国際政治学会の半世紀―座談会編」（『日本国際政治学会の半世紀：座談会編／活動年表編／歴代役員編』日本国際政

治学会、二〇〇三年）一一―一四頁。

（11）「部外者による外務省記録文書閲覧・謄写関係統計資料（昭和四一年七月二二日現在）」（外務省記録Ni.1.3.0.2「本省記録予算関係一件」第二巻）。以下外務省記録「記録予算関係」第二巻と略記。

（12）「外務省資料館設置についての要望書」（昭和四一年五月一日）同右。引用にあたり英数字は漢数字に改めた。

（13）前掲「座談会　外交史料館の二十年と将来」二九頁。

（14）日本外交史研究会の活動実績は、大畑前掲、一八二―一八七頁。

（15）一例として、文書課（昭和四二年八月一七日）「外交史料館の任務と国民外交会館に委託すべき事業について」（前掲外務省記録「記録予算関係」第三巻）。

（16）社団法人霞関会『創立二十五周年記念　二十五年の歩み』霞関会、昭和四〇年、七―八頁及び一六頁。「財団法人国民外交会館設立経過（昭和四〇年七月二六日）」（外務省記録I.1.2.0.2K2-1「本邦学会並びに学術研究所関係　国民外交研究協会（旧国民外交会館）　設立関係」、マイクロリール番号I-0028）。以下外務省記録「国民外交会館設立関係」と略記。国民外交会館（昭和四二年五月三一日）「財団法人国民外交会館の設立とその経過について」（外務省記録I.1.2.0.2K2「本邦学会並びに学術研究所関係　国民外交研究協会（旧国民外交会館）」第一巻マイクロリール番号I-0028）。以下外務省記録「国民外交会館」第一巻と略記。なお同敷地は昭和一九年から二四年まで、霞関会が所有していたものだった。

（17）前掲『創立二十五周年記念　二十五年の歩み』、一六頁。三五頁の図の出典は前掲「国民外交会館設立関係」。

（18）同右、一九―二一頁。及び昭和四一年三月一七日財団法人国民外交会館三谷理事長発椎名外務大臣宛「国民外交会館の構想と規模について」（前掲外務省記録「国民外交会館設立関係」）。

（19）前掲「財団法人国民外交会館設立経過（昭和四〇年七月二六日）」及び「財団法人国民外交会館の設立とその経過について」。

（20）会計課長（昭和四一年七月一一日）「国民外交会館の暫定試案について」（前掲外務省記録「国民外交会館設立関係」）。「財団法人国民外交会館第十三回理事会議事録（昭和四一年八月六日）」（前掲外務省記録「国民外交会館」第二巻）。「財団法人国民外交会館第十四回理事会議事録（昭和四一年九月二九日）」同右。

（21）「国民外交会館史料蒐集のための第一回懇談会要旨」（外務省記録I.1.2.0.2K2-6「本邦学会並びに学術研究所関係　国民外交研究協会（旧国民外交会館）　資料蒐集委員会」マイクロリール番号I-0028）。文書課（昭和四二年二月一五日）「国民外交会館史料蒐集のための小委員会について」同右。

（22）前掲「国民外交会館の暫定試案について」。吉田五十八研究室「作品 外務省飯倉公館・史料館」（『新建築』一九七二年一月号）一九八頁。

（23）前掲「外交史料館の任務と国民外交会館に委託すべき事業について」。浜岡鷹行「『新文書管理システム』導入以後の外務省公文書管理」（『館報』第三四号、二〇二一年）、八八頁。

（24）「政界サロン　日本調豊かに外相公館」（『毎日新聞』一九六七年九月一一

日朝刊）。

（25）文書課（昭和四三年八月八日）「財団法人国民外交会館の今後の在り方についての外務省の意見（案）」（前掲外務省記録「国民外交会館設立関係」）。文書課長（昭和四四年一一月一二日）「国民外交研究協会の事業について」（前掲外務省記録「国民外交会館」第二巻）。文書課（昭和四五年二月一七日）「外交史料館の運営と国民外交研究会の関係等について」同右。

（26）文書課長（昭和四六年五月二〇日）「国民外交研究協会の発展的解散（案）について」（外務省記録I.1.20.2K28「本邦学会並びに学術研究所関係国民外交研究協会（旧国民外交会館）解散関係」マイクロリール番号I-0029）。及び一九七二年一月三一日付『官報』第一三五三〇号。

（27）長岡新治郎「開館当時のこと」（『館報』第五号、一九九二年）七一頁。海野芳郎「外交文書とともに歩いた日々」（『館報』第二〇号、二〇〇六年）八六頁。

（28）講演記録は『館報』第一号（一九八八年）参照。

（29）海野芳郎「幻と消えた〝史料展示室〟」（『館報』第五号、一九九二年）七三頁。海野前掲「外交文書とともに歩いた日々」八六―八七頁。

（30）『サンケイ新聞』一九七一年四月二三日朝刊。「外交史料館二十年小史」（『館報』第五号、一九九二年）七〇頁。

（31）ゲルハルト・クレープス「開館二十周年によせて」（『館報』第五号、一九九二年）六―七頁。

（32）栗原健「外交史料館の最初の閲覧室勤務について」同右、七二頁。栗原事務官については、前掲細谷「栗原健さんの思い出」及び「栗原健先生に寄せられた海外研究者からの謝意」（『館報』第二〇号、二〇〇六年）九七―一〇八頁などを参照。

（33）波多野澄雄「栗原健先生と『栗原ファイル』」（『館報』第二〇号）一〇九―一一〇頁。

（34）内藤和寿「開館三五周年によせて」（『館報』第二〇号、二〇〇六年）一二五―一二六頁。

（35）波多野前掲「細谷先生と外務省へのまなざし」二一頁。高橋和宏「外務省文書からみた日本の安全保障政策史」（『防衛学研究』第五八号、二〇一八年）四九頁。

（36）竹前栄治「占領研究四〇年」（『現代法学』第八号、二〇〇五年）三〇―三二頁。

（37）戸川雪江「昭和五十一年（第一回戦後記録公開）頃の閲覧室について」（『館報』第五号、一九九二年）七四頁。

（38）前掲「座談会　外交史料館の二十年と将来」三九頁。

（39）波多野澄雄『歴史としての日米安保条約―機密外交記録が明かす「密約」の虚実』岩波書店、二〇一〇年、ⅷ頁。

（40）内藤前掲、一二五頁。

（41）白石仁章「家族史（ファミリー・ヒストリー）と外務省記録」（『館報』第四号、一九九一年）七四頁。柳下宙子「昭和五五、五六年頃の閲覧室」（『館報』第五号、一九九二年）八三―八四頁。

（42）クレープス前掲、七頁。

（43）前掲「『日本外交文書』七〇年の歩み」六一頁。前掲「座談会　外交史料

館の二十年と将来」三五―三六頁。

(44) 同右、六一―六三頁。

(45) 同右、六三頁。細谷千博「『日米交渉』およびその記録文書をめぐる若干の問題点について」(『館報』第二号、一九八九年)。神山晃令「『一九四一年　日米交渉』に関する外務省記録について」(『館報』第四号、一九九一年)。

(46) 前掲「『日本外交文書』七〇年の歩み」、六三―六四頁。林正和「大正期編纂完了に当って感じたこと」(『館報』第五号、一九九二年)八九―九〇頁。

(47) 「序文」(外務省外交史料館日本外交史辞典編纂委員会編『日本外交史辞典』大蔵省印刷局、一九七九年)。「外交史料館ニュース」(『館報』第五号、一九九二年)一四七―一四八頁(波多野澄雄寄稿)。波多野前掲「細谷先生と外務省へのまなざし」二一頁。

(48) 上西淳三「外務省外交史料館別館の開設と吉田茂関係資料について」(『館報』第二号、一九九〇年)一四一―一四三頁。

(49) 別館開設を伝える新聞報道として、『東京新聞』一九八八年六月二七日朝刊、『読売新聞』一九八八年七月四日朝刊、『毎日新聞』一九八八年七月五日朝刊など。

(50) 「展示室展示史料」(『館報』第五号、一九九二年)一一七、一二四―一二六頁。

(51) 若林芳房「外交史料館に思うこと」(『館報』第一二号、一九九八年)一二四頁。

(52) 山本健次「外交史料館報の予算について」(『館報』第五号、一九九二年)九一頁。新見幸彦「外交史料館報創刊号の編集」同右、九四―九五頁。原口邦紘「『外交史料館報』創刊の頃を想う」(『館報』第二〇号、二〇〇六年)一二一―一二四頁。

(53) 原口前掲、一二二頁。

(54) 従来の閲覧・検索については、田中正弘「外交史料館所蔵記録の整理と検索・閲覧について」(『月刊マイクロ写真』一九七八年二月)五三、五七頁。柳下宙子「『外務省記録総目録』の刊行を終えて」(『館報』第六号、一九九三年)一二三頁。

(55) 「凡例」(外務省外交史料館編『外務省記録総目録〔戦前期〕第一巻(明治大正編)』原書房、一九九二年)iii頁。柳下前掲「『外務省記録総目録』の刊行を終えて」一三一―一三二頁。

(56) 「序文」及び「例言」(外務省外交史料館日本外交史辞典編纂委員会編『新版　日本外交史辞典』山川出版社、一九九二年)ii、ix頁。前掲「外交史料館ニュース」(『館報』第五号)一四七―一四八頁、「一九九二年の歴史学界　回顧と展望」『史学雑誌』(第一〇二巻第五号、一九九三年)一九一頁(塩崎弘明執筆)。

(57) 「外交史料館ニュース」(『館報』第七～九、一一号、一九九四～一九九七年)各号の新規公開情報、及び各号掲載の各史料群解題を参照。

(58) 「第十三回外交記録公開」(『館報』第一一号、一九九七年)。

(59) 柳下宙子「幕末条約調査記」(『館報』第一二号、一九九八年)一一四―一一五頁。

（60）前掲「『日本外交文書』七〇年の歩み」六四―六五頁。
（61）「外交史料館ニュース」（『館報』第八号、一九九五年）一三五―一三六頁。
（62）同会議の概要については、公式ホームページを参照。
https://diplomatic-documents.org/
（63）柳下宙子氏（元閲覧室兼整理保存室長）へのインタビュー。二〇二一年一二月一七日。
（64）外務省外交史料館（平成四年三月）『外交史料館所蔵史料保存管理検討委員会報告書』。「外交史料館ニュース」（『館報』第六号、一九九三年）一六六頁。
（65）増田勝彦「公開活動のためには史料の保存をどう位置づけていくべきか」（『館報』第一〇号、一九九六年）。柳下宙子「外交史料館における補修作業について」（『館報』第一三号、一九九八年）一二六頁。
（66）柳下前掲「外交史料館における補修作業について」一二五頁。「補修業務について」（『館報』第二〇号、二〇〇六年）一五八―一六〇頁。
（67）同右。
（68）稲葉政満「戦前期二国間条約書の劣化状態調査」（『館報』第一三号、一九九九年）、同「戦前期多数国間条約書の劣化状態調査」（『館報』第一四号、二〇〇〇年）、整理保存室「戦前期外務省記録の劣化状態調査」（『館報』第二四号、二〇一一年）、整理保存班「外交史料館所蔵戦後期外務省記録の状態調査」（『館報』第二五号、二〇一二年）。
（69）柳下前掲インタビュー。
（70）竹内豊「外交史料館ホームページの概要について」（『館報』第一三号、一九九九年）一〇三頁。
（71）アジア歴史資料センター協力室「アジア歴史資料センターへの協力の経緯と現状」（『館報』第三一号、二〇一八年）一四三―一四四頁。波多野澄雄『国家と歴史』中公新書、二〇一一年、一九六―二〇〇頁。国立公文書館アジア歴史資料センター編『アジア歴史資料センター二〇年の歩み』国立公文書館アジア歴史資料センター、二〇二一年、三―六頁。
（72）「外交史料館ニュース」（『館報』第一五号、二〇〇一年）二〇七頁。
（73）平成一三年三月三〇日閣議決定「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」（内閣府大臣官房公文書管理課『公文書管理法関係資料集』内閣府、二〇一三年）一八三頁。平成一三年三月三〇日各府省庁官房長等申合せ「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成一三年三月三〇日閣議決定）の実施について」同右、一八七―一九〇頁。これらの文書については、内閣府ホームページ（公文書管理法施行までの経緯）でも閲覧可能である。
https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/kako_kaigi/kako_kaigi.html
（74）「座談会　外交史料館の三十年と将来」（『館報』第一六号、二〇〇二年）一一一頁。
（75）「戦後外務省記録の利用方法について」（『館報』第二三号、二〇〇九年）一一三―一一五頁。
（76）白鳥潤一郎「外交記録公開はどのように進んだか」（『外交』第四五号、二〇一七年）一二五頁。
（77）「情報公開法に基づき開示された行政文書のうち歴史資料としての価値が

認められる文書（写し）の公開について」（『館報』第一六号、二〇〇二年）一三一―一三三頁。

（78）「外交史料館ニュース」（『館報』第一六～一七、一九号、二〇〇二～三、二〇〇五年）各号の新規公開情報、及び各号掲載の各史料群解題を参照。

（79）「特別展示『日米関係のあけぼの 一八五二―一八六六』について」（『館報』第一九号、二〇〇五年）。「特別展示『中米諸国との出会い―「日・中米交流年二〇〇五」記念展』について」「特別展示『日露関係のあゆみ 一八五五―一九一六』について」「特別展示『幣原外交の時代』について」（『館報』第二〇号、二〇〇六年）。「特別展示『吉田茂展 没後四十年』について」「特別展示『日本とブラジル―史料でたどる交流史』について」（『館報』第二二号、二〇〇八年）。「特別展示『日英交流事始―幕末から明治へ』について」（『館報』第二三号、二〇〇九年）。

（80）前掲「『日本外交文書』七〇年の歩み」六五―六六頁。波多野澄雄「『日本外交文書』編纂・刊行事業の八〇年」（『館報』第三〇号、二〇一七年）一五―一六頁。

（81）同右、及び前掲「座談会　外交史料館の三十年と将来」一二〇頁。

（82）前掲「座談会　外交史料館の三十年と将来」一二四頁。

（83）同右。及び前掲『アジア歴史資料センター二〇年の歩み』の寄稿文等を参照。

（84）前掲「アジア歴史資料センターへの協力の経緯と現状」一四四頁。

（85）「『日本外交文書デジタルアーカイブ』について」（『館報』第二三号、二〇〇九年）一二一―一二三頁。

（86）外務省有識者委員会（平成二二年三月九日）「いわゆる『密約』問題に関する有識者委員会報告書」九五―一〇四頁。

（87）「公文書管理法施行後の外交史料館の役割と利用方法」（『館報』第二五号、二〇一二年）一九八―一九九頁。

（88）同右、一九四―一九五頁。

（89）同右、一九六頁。

（90）同右、一九八―一九九頁。

（91）「座談会　歴史感覚なくして外交感覚なし―外交記録の戦略的活用に向けて」（『外交』第四五号、二〇一七年）一一三―一一五頁。井上正也「日本の国際政治学における日本外交史」（『国際政治』第一九九号、二〇一〇年）一二九頁。「ロッキードの『巨悪』解明に厚い壁　黒塗りされた米公文書の秘密」（『毎日新聞』二〇一一年二月二一日夕刊）。

（92）「連携展示『近代国家日本の登場―公文書にみる明治―』について」（『館報』第二七号、二〇一三年）。「連携展示『地図アラカルト　世界と地域』について」（『館報』第二八号、二〇一四年）。「北海道立文書館との連携展示『世界史の中の北海道』」及び「鹿児島県歴史資料センター黎明館との連携展示『外交史料にみる明治の日本外交』」（『館報』第三一号、二〇一九年）。「連携展示 外交史料展『外交史料と近代日本のあゆみ』（外交史料館・和歌山県・和歌山県教育委員会共催）について」（『館報』第三三号、二〇二〇年）。

（93）公文書管理法施行以前の取組みについては「閲覧室・最近の整備状況」（『館報』第二一号、二〇〇七年）一二三―一二五頁。利用者からの評価につ

いては、第四六回公文書管理委員会（二〇一五年一二月四日開催）議事録・配付資料を参照。

(94)「外交史料館ニュース」（『館報』第二四、二五号、二〇一一～二〇一二年）新規公開情報。濵田耕平「外交史料館所蔵『外交公文』と明治初期外務省の編纂事業」（『館報』第二八号、二〇一四年）八六頁。

(95)「外交史料館ニュース」（『館報』第三〇号、二〇一七年）一九一頁。日向玲理「特別展示『幕末へのいざない』の紹介」同右。

(96)史料管理・閲覧室「外交史料館所蔵史料検索システムの開設」（『館報』第三二号、二〇一九年）一八七―一八九頁。

(97)「明治一五〇年記念 国書・親書デジタルアーカイブ」同右。

(98)前掲「アジア歴史資料センターへの協力の経緯と現状」一四四―一四五頁。

(99)「特集　追悼　細谷千博先生」（『館報』第二五号、二〇一二年）。

(100)「外交史料館ニュース」（『館報』第三四号、二〇二一年及び本号）の臨時休館（閉館）情報を参照。

表 1　外務省外交史料者利用統計

年度	閲覧者数	閲覧冊数	別館見学者数
昭和46(1971)年	591	3,864	
昭和47(1972)年	391	4,715	
昭和47(1973)年	355	3,083	
昭和47(1974)年	398	4,232	
昭和50(1975)年	543	4,817	
昭和51(1976)年	1,366	8,941	
昭和52(1977)年	1,590	8,695	
昭和53(1978)年	1,455	7,608	
昭和54(1979)年	1,450	6,412	
昭和55(1980)年	1,806	9,716	
昭和56(1981)年	2,013	10,725	
昭和57(1982)年	2,342	13,287	
昭和58(1983)年	1,815	11,252	
昭和59(1984)年	2,017	14,779	
昭和60(1985)年	2,145	15,038	
昭和61(1986)年	2,200	15,402	
昭和62(1987)年	2,189	16,081	
昭和63(1988)年	1,897	12,448	777
平成元(1989)年	2,091	15,910	1,131
平成2(1990)年	1,855	11,318	1,062
平成3(1991)年	2,255	13,318	1,338
平成4(1992)年	2,411	16,992	1,483
平成5(1993)年	2,430	19,634	1,385
平成6(1994)年	2,182	16,487	1,177
平成7(1995)年	2,650	18,838	1,723
平成8(1996)年	2,921	20,032	1,470
平成9(1997)年	2,853	20,218	1,481
平成10(1998)年	3,289	23,607	1,585
平成11(1999)年	2,771	20,984	860
平成12(2000)年	3,887	25,332	1,023
平成13(2001)年	3,608	24,204	960
平成14(2002)年	3,479	27,818	959
平成15(2003)年	3,471	29,386	977
平成16(2004)年	3,231	25,873	1,051
平成17(2005)年	2,886	22,498	1,383
平成18(2006)年	2,460	20,215	1,251
平成19(2007)年	2,423	20,688	2,063

平成20(2008)年	2,136	19,142	1,504
平成21(2009)年	2,058	19,033	2,443
平成22(2010)年	2,237	18,193	1,600
平成23(2011)年	2,597	22,951	1,687
平成24(2012)年	2,543	22,459	1,854
平成25(2013)年	2,624	22,309	1,977
平成26(2014)年	3,008	23,063	6,389
平成27(2015)年	2,792	22,288	4,952
平成28(2016)年	2,465	20,145	2,442
平成29(2017)年	2,499	20,029	2,538
平成30(2018)年	2,444	18,354	3,868
令和元(2019)年	1,966	15,123	3,434
平成2(2020)年	465	5,234	767

表２　アジア歴史資料センターのアクセス件数

年度	アクセス数
平成13(2001)年	10,998
平成14(2002)年	92,231
平成15(2003)年	228,529
平成16(2004)年	643,675
平成17(2005)年	1,113,539
平成18(2006)年	516,684
平成19(2007)年	916,071
平成20(2008)年	923,667
平成21(2009)年	796,923
平成22(2010)年	503,795
平成23(2011)年	416,459
平成24(2012)年	384,165
平成25(2013)年	418,228
平成26(2014)年	433,615
平成27(2015)年	499,407
平成28(2016)年	532,791
平成29(2017)年	432,846
平成30(2018)年	406,165
令和元(2019)年	390,716
令和2(2020)年	483,298

※データはアジア歴史資料センター提供

※アクセス数は和文トップページアクセス数

表３　外務省外交史料館所蔵史料群の一覧（令和3年12月時点）

史料群名	個別史料群名
戦前期外務省記録	
戦前期外務省記録（松本記録）	
戦後外交記録	
外交史料	戦後条約書 通信全覧 続通信全覧 戦前期条約書 国書・親書等 調書 議会調書 外務省茗荷谷研修所旧蔵記録 海軍省等移管南方軍政関係史料 外交彙報附録月報・外務省月報・外務省報 外務省警察史 ハワイ移民関係史料 未分類外務省記録 来往電綴 外交公文 明治初期来往翰 国際連盟関係記録 条約改正関係文書
個人文書等	アーウィン関係文書 内田康哉伝記草稿 川上俊彦関係史料 川村茂久関係文書 沢宣嘉関係文書 須磨弥吉郎関係文書 英修道博士旧蔵史料 花房義質関係文書 林董関係文書 林出賢次郎関係文書 榎本武揚宛諸家書翰 陸奥宗光書翰 三条実美・伊藤博文・陸奥宗光・林董書翰 侯爵小村寿太郎伝 シーボルト関係文書

【正誤表】

60 頁「外務省外交史料者利用統計」について下記のとおり訂正します。

閲覧者数

平成 23（2011）年度	（正）2,573	（誤）2,597
平成 24（2012）年度	（正）2,494	（誤）2,543

閲覧冊数

平成 23（2011）年度	（正）14,996	（誤）22,951
平成 24（2012）年度	（正）22,181	（誤）22,459
平成 28（2016）年度	（正）20,144	（誤）20,145
平成 2（2020）年度	（正）5,184	（誤）5,234